駐在だより はるにれ

～みんなでつくろう　安心なまち～

電子マネーの購入指示などは特殊詐欺
特殊詐欺未遂の発生！

豊頃町内でパソコンのウイルス除去費用として、電子マネーの番号を聞き出す特殊詐欺未遂事件が発生しました。

今回は電子マネーの購入を不審に感じたコンビニ店員が被害者に声掛けを行ったことにより、被害を防止することができましたが、豊頃町内でも複数の詐欺メールが届いていると報告を受けています。

特に最近は、

●有料サイトの登録、未納料金の支払い
●パソコンのウイルス除去・対策等の費用
●当選金、遺産などの受け取り手続き

などの名目で、電子マネーやプリペイドカードに記載された番号を聞き出す詐欺が多発しています。

電子マネー等を購入させた後、電話先やメール等で「カードに書かれているアルファベットや番号を教えて」、「カードの裏にある銀色を削ったところに書かれているアルファベットと数字を教えて」等は、詐欺の可能性が高いので、注意しましょう。

問合せ先
池田警察署☎572-0110
茂岩駐在所☎574-2013
豊頃駐在所☎574-2151
大津駐在所☎575-2002

運転に不安を感じたら、まずは相談ください

加齢に伴い、視野障害や筋力の衰えなどの身体機能が低下すると、運転操作へのミスにつながり、重大な交通事故を引き起こす可能性が高まります。

「若いころと何かが違う」という違和感や「体の動きが少し鈍くなった気がする」、「物忘れが多くなって、運転中に見る標識に戸惑ってしまう」と感じたら、免許返納の時期です。

高齢や病気などで運転を続けていることに不安を感じる方、そのご家族の方は「安全運転相談ダイヤル」まで、ご相談ください。

安全運転相談ダイヤル　#8080

クロスボウの所持禁止をご存知ですか？

令和4年9月15日以降、許可申請や廃棄等の措置を執らずにクロスボウを所持し続けた場合は、不法所持の罪に問われることとなります。

クロスボウを廃棄する場合、最寄りの警察署で無償で引き取りますので、ご相談ください。

地域安全ニュース

特殊詐欺は相談で防げます！

スマートフォンなどに送られてくるSMS（ショートメッセージ）から詐欺被害が発生し、北海道内での被害総額は約1億6600万円にも上ります。

次は特徴的な特殊詐欺の例です。

●架空請求詐欺…スマートフォンのSMSに身に覚えのないメッセージが届き、最終的にお金を要求してきます。
●オレオレ詐欺…電話で家族や弁護士などを装い、お金を要求してきます。
●還付金詐欺…電話で「医療費の還付金がある」などと伝え、ATMに誘導してお金を入金するよう要求してきます。

問合せ先
池田警察署☎572-0110

地域の「ながら見守り」で子どもの安全を守ろう！

電話やメールでお金を要求されたら、詐欺を疑って警察に相談しましょう！

困りごと悩みごとの相談は#9110へ

子どもを犯罪被害から守るために

●近所の方、地域の方と積極的に挨拶することを心がけましょう。
●一人にならないように集団下校を心がけましょう。
●「子ども110番の家」の住宅や商店、コンビニ、事業所とつながりましょう。

//// 令和4年度第1回 ////

北海道警察官採用試験のお知らせ

採用予定人員	A区分	男性115名程度 女性35名程度
	B区分	男性35名程度 女性15名程度
受験資格	A区分	学校教育法による大学（短期大学を除く。）等を卒業した者（令和5年3月末日までに卒業見込みの者を含む。） ※高度専門士の称号を取得、または令和5年3月末日までに取得見込の者を含む。
	B区分	A区分以外の者（学校教育法による高等学校に在籍中の者は除く。）
	年齢	平成2年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者
受付期間		3月1日（火）～4月1日（金）
第1次試験日		5月8日（日）

問 池田警察署☎572-0110
または、最寄りの駐在所まで。

献血にご協力ください

実施日　4月7日（木）

実施場所	
9：30～10：00	大津コミセン前
10：45～11：45	豊頃町農協前
13：15～16：00	役場前

献血のご案内

▶65歳～69歳の方は、60歳から64歳の間に献血されたことのある方に限ります。

▶献血に協力できる方の基準は次のとおりです。

▷血圧：最高血圧90mmHg以上180mmHg未満／最低血圧50mmHg以上110mmHg未満、脈拍:40回／分以上100回／分以下、体温：37.5℃未満

種　別	年　齢	体　重
200ml献血	16歳～69歳	男性45kg以上 女性40kg以上
400ml献血	男性17歳～69歳 女性18歳～69歳	男女とも50kg以上

問合せ先
保健センター
☎574-3141

引っ越したら住民票を移しましょう！

転出・転入の手続きは簡単です！

引っ越し前の市区町村

●転出前
転出届を提出し、転出証明書を受け取る

引っ越し後の市区町村

●転入した日から14日以内
転出証明書またはマイナンバーカードを添えて、転入届を提出

▽転入届の際には「マイナンバーカード（個人番号カード）」の記載事項の変更が必要ですので、お持ちください。

総務省からのお知らせ

住民登録は正しく行われていますか？

住民票（住民基本台帳）には、氏名、生年月日、性別、住所などが記録され、選挙権の行使、就学、国民健康保険や国民年金の給付など、様々な行政サービスの基礎となっています。

住所や世帯に変更があったときは、必ず住民異動届を提出してください。

届出の際には、本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）の提示をお願いします。

マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方で住民異動届（転入、転出、転居）の手続きをされる場合は、必ずこれらのカードをご持参ください。

届出の種類	届出期間	届出人	届出に必要なもの ＜●必須 ○お持ちの方および該当する方＞ 届出人の印鑑	届出人の本人確認書類	転出証明書	マイナンバーカード	住民基本台帳カード	印鑑登録済証明書	国民健康保険証	後期高齢者保険証	介護保険証	身体障害者手帳	福祉医療費受給者証※2	所得・課税証明書
転入届 豊頃町に引っ越してきたとき	転入した日から14日以内	本人または世帯主（同一世帯員可）	●	●	○※1	○※1	○※1					○		○※3
転出届 ほかの市区町村に引っ越すとき	あらかじめ（転出後14日以内を含む）		●	●		○	○	○	○	○	○		○	
転居届 豊頃町内で引っ越したとき	転居した日から14日以内		●	●		○	○	○	○	○	○	○	○	
世帯変更届 世帯主が変わったとき	変更のあった日から14日以内		●	●					○					

※1　前住所地の市区町村であらかじめ転出手続きをしてください
※2　重度心身障害者・ひとり親家庭等および乳幼児等医療費受給者証
※3　福祉医療費受給申請者

問合せ先
役場住民課戸籍年金係
☎574-2213